

【地域雇用開発奨励金 2018/08/10 現在】

■創業系の助成金です。

雇用機会が特に不足しているの事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者などを雇い入れる場合、設置設備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。（1年ごとに最大3回支給）

【助成額】

設置・設備費用	支給対象者の増加数 ※（）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円 /60万円 (50万円)	76万円 /96万円 (80万円)	143万円 /180万円 (150万円)	285万円 /360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 /72万円 (60万円)	95万円 /120万円 (100万円)	190万円 /240万円 (200万円)	380万円 /480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円 /108万円 (90万円)	143万円 /180万円 (150万円)	285万円 /360万円 (300万円)	570万円 /720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円 /144万円 (120万円)	190万円 /240万円 (200万円)	380万円 /480万円 (400万円)	760万円 /960万円 (800万円)

【主な要件】

受給するためには、次の1～4の要件を満たすことが必要です。

1. 同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域内の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること。
2. 事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること
3. 地域に居住する求職者等を計画期間内に常時雇用する雇用保険一般被保険者としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること
4. 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者）数の増加
設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人（創業の場合は2人）以上増加していること

※2回目・3回目の支給要件など詳しくはお問い合わせください。詳しく説明させていただきます。